

## 合併公告

左記組合は、令和三年十月十九日から令和三年十月二十二日迄に開催した各々の総会において、合併して甲は乙一から乙三の権利義務全部を承継して存続し乙一から乙三は解散することを決議いたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和三年十二月六日までにその旨をお申し出下さい。

なお、左記組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙一から乙三それぞれの主たる事務所に備え置いております。

右記期限までにお申し出がない時は、異議がないものと認めます。

水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。

令和三年十一月二日

宮城県石巻市開成一番二七

(甲) 宮城県漁業協同組合

代表理事 寺沢 春彦

宮城県気仙沼市港町五〇三番地六

(乙一) 宮城県北部施設保有漁業協同組合

代表理事 芳賀 勝壽

宮城県石巻市開成一番二七

(乙二) 宮城県中部施設保有漁業協同組合

代表理事 石森 裕治

宮城県塩竈市新浜町三丁目六番二七号

(乙三) 宮城県南部施設保有漁業協同組合

代表理事 三浦 正信